

保健だより 4月



令和7年4月

新学期がスタートしました。気持ちを新たに頑張ろうと思っている人も多いのではないかと思います。是非、色々なことに挑戦し、自分を高めていきましょう。そのためには、心と体が元気であることが一番です。自分の健康は自分できちんと管理できるよう心がけましょう。

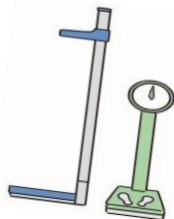
愛媛県立新居浜西高等学校 保健委員会

健康診断が始まります

間もなく健康診断が始まります。「特に調子の悪いところはないのに、何を調べるの?」という人がいます。健康診断は、何のために行うのでしょうか?

健康診断の目的

- 1 体の状態や成長の様子をチェックする。
- 2 異常や病気を早期発見し、早期治療ができる。
- 3 自分の体や健康について知り、興味をもつ。
- 4 健康に生活するための目標が分かる。



【検診スケジュール】

	月	火	水	木	金
	14日	15日	16日	17日	18日
4月			結核検診 (1年生)		内科検診 (301・303)
	21日	22日	23日	24日	25日
		内科検診 (302・304)		歯科検診 (6クラス)	内科検診 (306)
				内科検診 (204・202)	
	28日	29日	30日		
	尿検査①	昭和の日	尿検査②		
	心電図検査 (1年生)				
5月				1日	2日
					内科検診 (107・102)
	19日	20日	21日	22日	23日
		内科検診 (305・307)		内科検診 (205・206)	歯科検診 (5クラス)
	26日	27日	28日	29日	30日
		内科検診 (201・203)	歯科検診 (5クラス)	内科検診 (207・103)	
6月			眼科検診 (抽出者)		
	2日	3日	4日	5日	6日
	振替休日	内科検診 (105・104)	歯科検診 (5クラス)	内科検診 (106・101)	尿検査③
	16日	17日	18日	19日	20日
					尿検査④

みなさんの健康診断のときはもちろん、学校の活動でケガや病気になった時、学校保健委員会など、みなさんの健康的な学校生活をさまざまな面からサポートして下さる先生方です。

【学校医】永易大典先生 ながやす整形外科クリニック
宮西町 1-15 Tel. 0897-37-1360

【眼科校医】黒光正三先生 くらみつ眼科
高木町 4-7 Tel. 0897-31-5515

【歯科校医】藺田弘先生 そのだ歯科クリニック
徳常町 9-8 Tel. 0897-33-0070

【学校薬剤師】横山克子先生 フロンティア薬局
Tel. 0897-36-2262



☆教育相談室☆

今年度から新しいスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの先生方が来られます。新学期が始まり、悩みや不安があると思います。一人で抱え込まず、話を聞いてもらいませんか? 聞いてもらうだけで、気持ちが軽くなることもあります。秘密は守ります!! 本人だけでなく、保護者からの相談も OK! 電話で予約できます。Tel: 0897-37-2735

●スクールカウンセラー 三橋 和枝 さん

来校日時: 4月18日(金)、24日(木) 14:00~18:00

場所: 教育相談室(本館4階)

●スクールソーシャルワーカー 張 領太 さん

来校日時: 4月18日(金) 14:00~16:00

場所: 教育相談室(本館4階)

保健室の利用について

●学校でケガをしたり体調が悪くなったときに応急手当てや一時休養ができます。

手当ての際に「いつ・いつから」「どこが」「どうしたのか」など、自分の状態を説明してください。休養は原則1時間です。よくならないときは早退を勧めます。

※保健室では内服薬をあげたり、翌日以降の継続した手当てはできません。

●こんなときは保健室に来てください!

体や心、健康について知りたいことがあるとき
困ったことや相談したいことがあるとき
身長や体重などを測りたいとき

※体調が悪いときは、先生に伝えてから来室しましょう。また、緊急でないときは休み時間に利用するようにしてください。

健康で過ごすために

自分の健康を守るのは誰でしょうか? それはあなた自身です。必要なことを学んだり、スポーツや趣味を楽しんだり、友達と仲良く過ごしたりするためには、健康であることが大切です。

自分の健康を守るために、健康診断は欠かせません。健康診断では、体の成長の具合を確かめたり、異常がないかどうかを調べたりします。また今後、「保健だより」でも、健康に関する情報を届けていきます。ぜひ参考にして、活用してください。

知っておこう 災害共済給付制度について

「災害共済給付制度」とは、みなさんが学校での生活・活動の中でけがなどをした際、独立行政法人日本スポーツ振興センターから給付金が支払われる制度です。

給付対象となる「学校の管理下」の範囲

- ①各教科授業や遠足、修学旅行、掃除など学校行事中
- ②部活動、林間学校、臨海学校など学校の教育計画に基づく課外指導中
- ③業間休み、昼休み、始業前、放課後など学校の定めた特定時間中
- ④登校中、下校中
- ⑤その他(学校外で授業が行われるとき、集合・解散場所への合理的な経路など)



給付対象となる「災害」の範囲



- ①負傷…捻挫、骨折、虫刺され、火傷など
- ②疾病…食中毒、脳しんとう、熱中症など
- ③障害…負傷や疾患が治り、後遺症が残った場合
- ④死亡…学校の管理下で発生した事件や上記疾病に直接起因する死亡・突然死

負傷・疾病では、原則的に初診から治癒までの間の医療費総額が5,000円以上(健康保険証を使った際の本人負担分が1,500円以上)の場合に給付対象となります。なお、申請の際には受診した医療機関で受けた証明が必要です。保護者の方には別途お知らせしていますが、みなさんもぜひ、こうした制度があることを知っておいてください。

※学校の管理下かどうか、また給付申請の如何にかかわらず、大きなけがを負ったり病気にかかったりしたときには、欠席・遅刻や医療機関への受診状況等も含め、なるべく早く学校に連絡してください。

